

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和8年6月8日

戸田市議会議長 三 輪 なお子 様

提出者	戸田市議会議員	竹 内 正 明 (公 明 党)
賛成者	〃	河合 ゆうすけ (保 守 の 会)
〃	〃	本 田 哲 (日本共産党戸田市議団)
〃	〃	小 山 大 輔 (政 策 T O D A)
〃	〃	小金沢 優 (りっけん戸田)
〃	〃	三 浦 のぶお (公 明 党)
〃	〃	古屋 としみつ (政 策 T O D A)
〃	〃	矢 澤 青 河 (戸 田 の 会)
〃	〃	斎 藤 直 子 (平 政 会)
〃	〃	石 川 清 明 (公 明 党)
〃	〃	浅 生 和 英 (戸 田 の 会)
〃	〃	酒井 いくろう (戸 田 の 会)
〃	〃	榎 本 守 明 (平 政 会)

議員提出議案第 3 号

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところである。

一方で、ケアラーは子供に限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度は未だ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国においては、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

記

1. ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
2. ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
3. 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講ずること。
4. ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 19 日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策） 様

高額療養費制度の負担拡大を撤回し、必要な医療への保障を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和8年6月15日

戸田市議会議長 三 輪 なお子 様

提出者 戸田市議会議員 花 井 あきこ (日本共産党戸田市議団)

賛成者 〃 本 田 哲 (日本共産党戸田市議員)

〃 〃 むとう 葉 子（日本共産党戸田市議団）

議員提出議案第４号

高額療養費制度の負担拡大を撤回し、必要な医療への保障を求める意見書

高額療養費制度は、がんや難病、長期入院など、高額な医療費が必要となった際に患者負担を軽減し、必要な治療を継続できるよう支える我が国の重要な社会保障制度である。しかし令和８年５月２９日、国においては、高額療養費制度の自己負担限度額引上げ等、患者負担増につながる制度改正が決定した。

自己負担限度額の引上げは、長期治療を必要とする患者やその家族に深刻な影響を与え、経済的不安から治療の中断や受診控えを招くおそれがある。特に、がん患者や難病患者にとっては、治療継続そのものが困難になる可能性も否定できない。

また、妊娠・出産においても、切迫早産、妊娠高血圧症候群、帝王切開など、保険診療による高額な医療費負担が生じる場合がある。高額療養費制度は、安心して子供を産み育てるための重要な支えであり制度改悪による負担増は、大きな不安につながる。

さらに、物価高騰が続く中で、医療費負担の増加は市民生活を一層圧迫し、必要な医療へのアクセスを妨げることが懸念される。医療は、経済状況に左右されることなく、誰もが必要に応じて受けられるべきものであり、高額療養費制度は国民皆保険制度を支える重要な柱の一つである。

よって国においては、国民が安心して必要な医療を受け続けられるよう、下記の事項を強く求める。

記

- １．高額療養費制度の自己負担限度額引上げ等、患者負担増となる制度改正を撤回すること。
- ２．長期治療を必要とする患者や子育て世代、妊産婦が安心して医療を受けられる制度を維持すること。
- ３．受診抑制や治療中断を招かないよう、必要な医療への保障を強化すること。
- ４．医療保険制度は、医療の縮小や患者負担増を前提とせず、公的責任に基づく財源確保を行うこと。

以上、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出する。

令和８年６月１９日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 様

OTC類似薬への追加負担導入の撤回を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和8年6月15日

戸田市議会議長 三 輪 なお子 様

提出者	戸田市議会議員	花 井 あきこ（日本共産党戸田市議団）
-----	---------	---------------------

賛成者	〃	本 田 哲（日本共産党戸田市議団）
-----	---	-------------------

〃	〃	むとう 葉 子（日本共産党戸田市議団）
---	---	---------------------

議員提出議案第 5 号

ＯＴＣ類似薬への追加負担導入の撤回を求める意見書

令和 8 年 5 月 29 日、国において、市販薬と成分や効能が類似する「ＯＴＣ類似薬」について、保険適用を維持したまま患者へ追加負担を求める制度の導入が決定された。

ＯＴＣ類似薬は、湿布薬や風邪薬だけでなく、乾癬(かんせん)など皮膚疾患の治療に用いられる保湿剤や外用薬など、継続的な治療や症状管理に必要とされる薬剤も含まれている。乾癬は、皮膚が赤く盛り上がり、銀白色のうろこのような症状が現れる慢性疾患であり、かゆみや痛みだけでなく、外見上の苦痛や精神的負担を抱える患者も少なくない。

こうした患者にとって、継続的な通院や処方は症状悪化を防ぐ上で重要であり、追加負担の導入は、治療中断や受診控えにつながるものが懸念される。

また、高齢者や慢性疾患患者、子育て世代にとっても、日常的に必要な薬剤への負担増は、家計への影響が大きく、必要な医療へのアクセスを妨げるおそれがある。

特に、物価高騰が続く中、さらなる患者負担増は市民生活を一層圧迫することが危惧される。医療は、経済状況によって受けられるか左右されるものではなく、必要なときに誰もが安心して受けられることが重要である。

よって国においては、必要な医療へのアクセスを保障し、国民皆保険制度の理念を堅持するため、下記の事項を強く求める。

記

1. ＯＴＣ類似薬 77 成分・約 1 1 0 0 品目への追加負担導入を撤回すること。
2. 経済的理由による受診控えや服薬中断を招かないよう、必要な医療保障を維持すること。
3. 医療保険制度は、患者負担増に依存することなく、必要な財源確保を行うこと。

以上、地方自治法第 9 9 条に基づき意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 1 9 日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 様

再審開始決定に対する検察官の抗告を禁止する法改正を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和8年6月15日

戸田市議会議長 三 輪 なお子 様

提出者 戸田市議会議員 むとう 葉 子（日本共産党戸田市議団）

賛成者 〃 本 田 哲 (日本共産党戸田市議員)

花井 あきこ（日本共産党戸田市議団）

議員提出議案第 6 号

再審開始決定に対する検察官の抗告を禁止する法改正を求める意見書

政府は5月15日、再審制度を見直す刑事訴訟法改定案を国会に提出した。再審について定めた刑訴法第4章（通称「再審法」）には、再審を開くかを審理する再審請求審における検察の証拠開示を求める条文がないこと、再審の開始に対する検察の抗告が禁止されていないなどの問題点があり、それらが冤罪被害者の救済に困難をもたらしていました。日本弁護士連合会などは、証拠開示と検察官の抗告禁止を柱とした再審法の改正を求めてきた。

政府提出の改定案は、検察の抗告も「原則禁止」にとどめることで、検察が抗告する余地を残している。また、証拠開示の範囲を「再審請求理由に関連」するものに限定し、当事者の意見を聞く前に、基本書類だけで再審請求を棄却できる「スクリーニング規定」や、証拠を支援者や報道機関に提供すると弁護士が罰せられる規定なども盛り込まれている。これらは、検察の裁量を残す一方で、裁判所や当事者と支援者らを縛る内容となっており、求められている改正の趣旨と逆行するものとの批判が冤罪被害者や法律家などからあがっている。

無実の人が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければならない。政府においては、検察の抗告を全面的に禁止するなどの再審法改正を行うよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年6月19日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣 様

物価高騰対策として緊急に消費税減税を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和8年6月15日

戸田市議会議長 三 輪 なお子 様

提出者 戸田市議会議員 本 田 哲 (日本共産党戸田市議団)

賛成者 " 花 井 あきこ (日本共産党戸田市議団)

" " むとう 葉 子 (日本共産党戸田市議団)

議員提出議案第 7 号

物価高騰対策として緊急に消費税減税を求める意見書

アメリカ合衆国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃によって、ホルムズ海峡が事実上封鎖される事態となり、深刻な物価の高騰をもたらしている。

物価高騰はあらゆる品目・分野に及んでおり、全般的な消費者の負担軽減策が求められている。速やかに実行でき、かつ確実な効果が期待できる対策は、消費税の一律 5 % への減税である。

消費税の減税については、政府と一部政党による「社会保障国民会議」で検討されているが、議論はなかなか進んでいない。また、同会議での議論の中心は「食料品消費税ゼロ」ですが、イラン情勢による物価高騰は、食料品だけの負担軽減では追いつかない状況であり、品目を限定しない一律の減税こそ求められている。

消費税の税率が一律になれば、複数税率に対応するための制度であるインボイス制度も不要となる。一律 5 % への減税は、特に個人事業主や小規模事業者に重い負担となっているインボイス制度を廃止する条件をつくりだすことにもなる。

よって、国においては、物価高騰対策として緊急に消費税の税率を一律 5 % に軽減するとともに、インボイス制度を廃止するよう求める。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 19 日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 様

イラン戦争がもたらす物価高・資材不足から暮らしと営業を守るための緊急対策
を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面の
とおり提出します。

令和8年6月15日

戸田市議会議長 三 輪 なお子 様

提出者	戸田市議会議員	本 田 哲	(日本共産党戸田市議団)
賛成者	〃	花 井 あきこ	(日本共産党戸田市議団)
〃	〃	むとう 葉 子	(日本共産党戸田市議団)

議員提出議案第 8 号

イラン戦争がもたらす物価高・資材不足から暮らしと営業を守るための緊急対策を求める意見書

アメリカ合衆国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃は、国連憲章を踏みにじる重大な国際法違反である。この軍事行動が引き金となって、ホルムズ海峡の事実上の封鎖という、日本経済と国民生活にとって重大な事態が継続している。最大の対策は一日も早い戦争の終結である。日本政府は、米国とイスラエルに対して停戦の確実な実行を強く求めるとともに、再攻撃しない保証のもとに、早期に戦争を終わらせる合意に至るよう、国際社会と連携して外交努力を強めるべきである。

同時に、ホルムズ海峡の事実上の封鎖により、物価の高騰と資材の不足が深刻化している。国においては、市場任せ、個別対応にとどまらず、以下の暮らしと営業を守るための迅速かつ抜本的な対策をとるよう強く求める。

記

1. 物価高騰から国民の暮らしを守るための補正予算を、今後も編成すること。物価上昇分を生活保護費や児童扶養手当などの福祉給付に速やかに反映させる臨時改定、物価上昇に見合った年金額に引き上げる臨時改定などを実施すること。
2. 医療、食料、交通・物流、建設など国民生活に欠かせない分野での調達を確保すること。エネルギー供給危機に対応するための緊急措置法制の整備、診療報酬・介護報酬の臨時改定と公的補助、交通・物流における燃料確保とコスト増への援助などに取り組むこと。
3. コストや金利の上昇による困難から中小企業と雇用を守ること。コスト上昇や借入金利の上昇に苦しむ中小企業に対する資金繰り支援、休業を余儀なくされる中小企業に対する休業補償や公租公課の支払い猶予措置などを実施すること。
4. 原油及び石油製品の需給を正確に把握し、供給と価格の安定に責任を持つこと。原油、石油製品、ナフサ、エチレン等の在庫や流通に関する情報を正確に把握するとともに、国民に対して適時に公表する体制を構築すること。
5. 石油由来の燃料や原材料の需要抑制対策に取り組むとともに、中長期の視点にたった省エネ・再エネの抜本強化を直ちに進めること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 19 日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、
環境大臣 様